入札説明書

社会福祉法人丹和会 理事長 和田 三郎

社会福祉法人丹和会 丹波高原荘デイセンター 福祉車両購入に係る入札公告に基づく入札については、別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

令和2年5月18日(月)

2. 契約者

社会福祉法人丹和会 理事長 和田三郎

3. 担当窓口

社会福祉法人丹和会 特別養護老人ホーム丹波高原荘 事務所 担当 谷口 公一 (事務長) 〒622-0214 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 173 番地 電話 0771-82-2000 FAX 0771-89-3063

電子メール kougensou06@ktb.zaq.ne.jp

4. 概要等

(1) 調達案件 社会福祉法人丹和会 丹波高原荘デイセンター 福祉車両購入

(2) 仕様等別添仕様書による

(3) 納入期限 令和 2 年 1 0 月 3 1 日

(4) 納入場所社会福祉法人丹和会 丹波高原荘デイセンター〒622-0202 京都府船井郡京丹波町実勢大平 37-1

5. 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 商法の「株式会社」または「有限会社」の法人格を有すること。
- (2) 納入後の点検、修理、部品供給を適切かつ迅速に行う体制を有すること。
- (3) 次に示す経営不振の状態にないこと。
 - ア 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 条) に基づき再生手続開始の申立てがなされたとき。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続を行ったとき。
 - ウ 商法 (明治 32 年法律第 48 条) により会社の整理または特別清算を開始した とき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に第2 条に規定する暴力団、暴力団員が実質的に経営を支配する業者またはその他暴力 団もしくは暴力団員と密接な関係を有する業者でないこと。
- (5) 当法人の理事長および理事もしくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でない者。

6. 入札参加の手続き

(1) 参加申込期間

令和2年5月18日(月)から5月21日(木)までの午前8時30分から午後5時30分まで

- (2) 提出場所
 - 3. に示す窓口
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加申込書(様式1)
 - イ 参加資格を有することを証明する書類
 - ①法人登記簿謄本(登記事項証明)※発行後3ヶ月以内のもの。 写しも可とする。
 - ②会社案内等

7. 入札に関する質問と回答

- (1) 入札説明書等入札関連書類について質問がある場合は、次に従い質問書(様式2)を提出すること。
 - ア 提出期限

令和2年5月21日(木)午後5時30分

- イ 提出場所
 - 3. に示す場所
- ウ. 提出方法

書面の提出は、提出場所への持参、郵送、FAX または電子メールによる伝送により行うこととする。郵送または電送による者はアの期日に必着のこと。

- (2) (1) の質問に対する回答は、令和2年5月22日(金)午後5時までに入札 参加希望者すべてにFAXにより通知する。
- (3) 本件入札に係る書類作成等に直接関係のない質問および提出期限を過ぎて提出された質問書につては回答しない。
- (4) 入札後、入札関連書類に関する不知または不明を理由として異議を申し立てることは出来ない。

8. 入札方法等

(1) 入札・開札の日時および場所

ア目時

令和2年5月25日(月)午前11時

- イ 入札・開札の日時および場所 特別養護老人ホーム丹波高原荘 1階 地域包括ケア連携相談室 〒622-0214 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 173 番地 電話 0771-82-2000
- (2) 入札書(様式3)の提出は持参によるものとし、それ以外の方法は認めない。 なお、入札時には身分を証明できるもの(社員証、運転免許証等)を持参す ること。
- (3) 入札金額は、消費税および地方消費税額相当額を含めた金額とする。
- (4) 入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名押印をし、封入 の上入札担当職員の指示に従い入札箱に投入すること。
- (5) 一旦提出された入札書は、引換え、変更または取消をすることはできない。
- (6) 次のいずれかに該当する入札書は無効とする。また、無効の入札を行った者を落 札者とした場合は落札決定を取り消すこととする。
 - ア 入札参加資格のない者が提出したもの。
 - イ 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されてないもの。
 - ウ 誤字、脱字、汚れ等により文字が不明瞭なもの。
 - エ 入札件名に重大な誤りのあるもの。
 - オ その他入札説明書等において示した条件等に違反するもの。
- (7) 入札者等が連合し、または不穏な行動をなす等の場合において、公正な入札を執 行できない状態にあると認められるときは、入札を延期または中止することがあ る。
- (8) 入札執行前または入札執行中において入札参加者が2者に達しないときは、入 札を中止する。

- (9) 開札は、入札者またはその代理人、契約担当者、当法人役員および職員の立会 いにより行う。
- (10) 入札場には、(9) に記載した者以外の者は立ち入ることはできない。
- (11) 入札者またはその代理人は、特別な事情のない限り、指示があるまで入札場を退場することはできない。
- (12) 落札者の決定は次の方法により行う。
 - ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、抽選により 落札者を決定する。
 - ウ 開札の結果、入札者すべての入札金額が予定価格を超える場合は、再入札 を行う。なお、再入札の回数は1回とする。
 - エ 再入札を行っても落札者がいない場合は、入札を終了する。
- (13) 入札保証金および契約保証金いずれも免除する。

9. その他

(1) 本事業は公益財団法人 JKA 「2020年度公益事業振興補助事業」による福祉 車両の整備補助事業のため、補助事業実施に関する事務手続要領等の関係規定に 従うこと。

以上